

平成 2 9 年舟形町議会
第 2 回臨時会会議録

舟形町議会

平成29年舟形町議会第2回臨時会会議録

招集年月日 平成29年1月24日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 1月27日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇

9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三

10番 八 湊 太

不応招議員(なし)

平成 29 年 1 月 27 日（金曜日）

第 2 回舟形町議会臨時会会議録

（第 1 日目）

平成29年舟形町議会第2回臨時会

平成29年1月27日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長 伊藤 武 美
副 町 長 酒 井 雅 彦	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
会計管理者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 渉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	選挙管理委員会書記長 中 山 進
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	
兼農業委員会事務局長	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 齊 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長挨拶
- 日程第6 承認第 1号 平成28年度社会資本整備総合交付金事業縄文の女神記念公園整備
工事請負契約の一部変更についての承認について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時23分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をしたいと思います。ご起立の上、ご協力お願いします。国旗、町旗に礼。お直りください。ご着席をお願いします。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成29年第2回臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。3番石山和春君、8番叶内富夫君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、叶内議会運営委員長よりお願いします。

8番 本日開催されました議会運営委員会におきまして、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定をいたしましたので、報告いたします。

議長 お諮りいたします。本臨時会の会期は、叶内委員長の報告のとおり、本日限りと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶

議長 日程第5 町長挨拶を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成29年第2回舟形町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何か

とお忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、16日に設置しました特別豪雪本部が把握している積雪及び被害状況であります。26日現在で、舟形小学校86センチ、生涯学習センター99センチ、富長交流センター96センチ、堀内出張所110センチとなっています。いずれの箇所も昨年に比較して少ない積雪となっております。昨日26日までの人的な被害は、12日に小松、16日に堀内の2件です。建物被害としては、車庫倒壊が木友、堀内、横山の3件です。農業用ハウス被害は、全壊が14件、半壊が2件、合計16件で、被害額1,567万8,000円となっております。また、ハウス倒壊により収穫前の農作物被害が10万9,200円出ております。

ことしの降雪は、短期間にまとまって降るのが特徴であります。そのため、降った後の除排雪作業で事故が起こりやすくなっております。豪雪対策本部では、27日付で豪雪対策本部通知第2号を発行し、全戸配布し、町民へさらなる注意喚起をしたところです。

さて、本臨時会に提案します案件は、請負工事契約締結の変更に伴う専決処分の承認1件でございます。提出いたしました議案についてよろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 承認第1号 平成28年度社会資本整備総合交付金事業縄文の女神記念公園整備工事 請負契約の一部変更についての専決処分の承認について

議長 日程第6 承認第1号 専決処分の承認について審議します。

教育次長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

6番 今回の件、大変遺憾に思っております。先ほど全協でも町長からお話ありましたが、山形新聞にも大変書いていただきましてありがとうございました。ついては、町長の先ほどのお話にもございましたが、さきの定例会、9月で同じような案件がございました。サケふ化場の鉄板の関係でもう工事が済んでおる、その設計変更が上程された後に、町長のほうからこういうことが今後ないように条例等整備して進めたいと話があったのですが、あの時点で課長会議など招集をして、町長のほうからそういう事態が起こらないように、周知徹底なされたのか、そのあたりを確認します。

町長 その件につきまして、具体的にこういうことというふうなことでの話は申し上げなかったのですが、基本的に工事のあり方、それから工事を担当する者の能力というようなことで、しっかりとしていかなければいけないというふうなことで、法令遵守等の言葉を使いながら、しっかりとしたことをしていかなければいけないし、その工事の進捗のためには前も申し上げましたけれども、ある程度の条件、議会との協議がなされた中でのこの範囲であればというふうなところの専決処分というふうなことも考えていかなければいけないというふうなこ

とでおります。

さらに、私のほうでたまたま技術職のほうの担当が長かったものですから、一々決裁回ってきたときには、附箋を付してこういうことだというふうなことで、個別に指導をしているという状況でございました。

6番 その時点でそういう個別にといいますか、課長会議の中でとか、課長会議おろせば、課長が班長に職員にと説明というか、周知徹底がなかったから、今回同じような案件といいますか、こういうふうに至ってしまったのではないかと考えております。その点、怠った点について町長もう1回、どのように反省されているのか、お伺いします。

町長 この件を担当している職員についても基本的にいろいろと起案、別工事でも出てくるんですが、その際についてもいろいろと個別に指導をしておりました。しかしながら、現場からの報告がないと、私のほうでも相談ができないという部分もございます。私のところに決裁が上がってきた時点で、初めてというふうなことが多かったものですから、その点についていろいろと指導をし、次長のほうにも相談を申し上げていたところでございますので、なかなかやっぱり担当の方のよく報連相と言われる、報告、連絡、相談というものがなされていなかった結果がこれだというふうに思いますし、これは町職員全体の機構というふうな部分の中で、大きなマイナス点だというふうに認識しておりますので、こういったことにならないように、さらに機構改革の中でそういったところをフォローしながら、進めていきたいというふうに思っているところです。

6番 そういった組織の中での縦の連絡といいますか、報告といいますか、今言った報連相ですけれども、そういうことがなされない職員体制が一番悪かったと私は思っています。それをするのは、副町長の仕事じゃないかなと思います。人材育成といいますか、職員の育成をするには副町長が一番先頭に立ってする必要があるのではないかなと考えております。さきの定例会で町長が3月までに、3月の議会まで整理をしたいという話でございますが、3月の議会にその考えをお示しする内容について、具体的にお示ししたいと思います。

町長 副町長のほうにつきましては、その機構と職員の仕事のやり方について、今までの間十分していただいているというふうなところでございますけれども、やはり年齢的なもの、職員で吸収しやすさといいますか、そういったところがあるのかなというふうに思っているんですが、とりあえず3月までには自治法180条における専決処分のあり方については、しっかりと議会のほうと話をさせていただいて、先ほども申し上げましたとおり、事業が、工事が速やかに進捗できるようなそういうことでの対策を1つだしていきたいというふうに思いますし、それから機構改革の中で技術職が少ないという現実を見ながら、技術支援センターというふうなことでOBの方を活用しながら、若い職員を育てる、それから他課の事業課でないところでの工事を担当する者へのサポート、もしくは指導というふうなことができるような

そういう体制をつくっていききたいというふうに考えております。

副町長 今ご質問のところで、今後の研修とか人材育成ということでお話をいただきましたけれども、10カ月私もいろいろさせていただきました。その中で一番感じるところは、職員の法令遵守意識とか、そういった意識という部分とチェック機能、先ほども全協でお話ありましたけれども、チェック機能が働かないという仕事の分担も明確になっていないというような、そういうところも実はあるのかなというところもございますので、先ほど町長のほうから話がありましたけれども、そういった組織機構の見直しの中で、そういったところもきちんと対応していききたいというふうに思っております。

あと、研修につきましては、さまざまな若手の分野とか中堅クラスとか、そういったところにつきまして、若手を中心にですけれども、春からずっと月1回ぐらいいろんな面で法令と地方自治法も含めてですけれども、研修も含めながら、人材育成というところでやってきております。これにつきましては、今後ともずっと引き続きやりながら、法令遵守、職員のモチベーションの向上というための研修も行っていきたいと。その中では当然報告、相談、連絡というのは基本になりますので、そこを中心にやっていききたいというふうに思っているところでございます。

議長 ほかにありませんか。

7番 今町長からも副町長からも人材に対する研修が必要だという、必要性を感じているというような発言がありましたけれども、何に対して研修をさせるのかというのが1つ疑問だなというふうに思います。例えば、今回のこういう案件については、やはりその職員が議会の議決を必要とするものであるという認識が薄かった。あるいはそういうものを必要とするということを指導できなかった中間層の管理職がいるという、そこも問題だったと思います。

そういうところを研修させずして、ここの部分は変わっていかない。つまり、そこを抜いて研修をさせたとしても、また議会軽視ではないんですかと言われるような案件が出てくるように私は感じます。そのポイントを外さないで、やっぱり研修をしていって、そういう手順を踏んできちんと工事なりなんなりを進めていくというものがないと、これは2回目ですから、今年度、そういうことがやっぱりないような体制づくり、あるいは職員研修、認識というものを高めていっていただきたいというふうに思うんですけれども、そのポイントをちゃんと捉えておられますか。

町長 ポイントを捉えてというふうなことでありますけれども、その点については十分私どものほうでも指導するというか、研修をする立場のほうで考えていきたいと思っておりますし、何よりもやはり職員みずからいろいろなことを考えて、自発的に能力を出せるようなそういう環境もつくっていかねばいけないというふうに思っておりますので、それらもあわせて、しっかりと町民のために働ける、そういう職員をつくっていききたいというふうに思っております。

す。

7番 じゃあもうちょっと詳しくあれしますかね。前にいただいた変更工事内容、1から4まで大きな変更内容があつて、その他に軽微な変更のまとめたやつが130万円ほど載っていますけれども、町長がこれから条例改正の規定なりを改正していきたいという部分は、その他の細かい部分を直して、そして例えば側溝10センチ直すといったって契約変更だから、議会にかけなくてもいいようにしたいというふうに言っている部分と、大きな変更をする部分についても、同等の扱いで変更契約、規定を変えたいというふうに私は聞こえるんです。やはり、細かな部分というのはまずしょうがないというふうに私も考えます。そういったところの変更契約というのは細かい部分があつてもしょうがないけれども、こういう部分を超えたらば、議会の議決なり、次長なり、町長なりの決裁なり、ゴーサインですね、そういうものがないとできないんですよという部分が余りにも庁舎内の考え方に浸透していないのではないかとこのように考えるわけです。今回は教育委員会、前回は産業振興課で起きたわけです。違う課で同じようなことが起きているわけですから、もう職員全体にそういう部分の研修が足りない、考え方が足りないという私は認識なんです。

だから、町長がちょっと変えたいという部分があつたとしても、それは言葉だけで変わらないというふうに私は考えるんです。そういう部分のポイントを本当に認識していますかというところをもう一度問います。

町長 確かにサケふ化場の件についてもご指摘をいただきました。その件についても、やはり工事を担当したことのない担当というふうなことでございまして、本来事業課で工事を担当している職員であれば、議会の議決をいただいた工事について、変更があればそれについてはすぐに変更契約なり、業者さんとの交渉に入りながら、どの程度の変更額になるのか、その点についてはいろいろと検討をして、議会の時期、それから議会の定例会に間に合わない場合については、臨時会を開いていただいている経過がございます。

しかしながら、昨今職員数の減、それから技術職の採用をしていないというふうなことからいくと、やはり今現在のところもそうですが、職員数が先ほども申し上げましたとおり、技術職的と言われる職員が2人しかおりませんので、その中ではほかの事業、工事を担当したことのないような方がというふうなことになるかと思います。その方についてもしっかりとポイントを押さえてというふうなことでございますので、その点についてはしっかりと指導をしていきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げましたとおり、その専門職にないものが余り工事の監督員にならないような、そういうシステムを構築していきたいというふうに考えておりますので、その点については両方セットで機構改革とあわせて考えていきたいというふうに思っております。

議長 質疑の途中ですが、11時まで休憩をします。

午前10時44分 休憩

午前11時28分 再開

議長 それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

7番 3回目です。町長、私何回も質問するのは、今回こういうことが起きたということの原因となるべきところのポイントが、考え方がやっぱり私とはずれているというところで何回も質問しているわけです。そこの考えているポイントが違うというところが、例えば町長がよく答弁で職員が足りないからとか、なれていない職員がいるからとか、そういう答弁をしてくるわけです。ポイントはそこじゃなくて、なれていない職員が配置になるかもしれない、それは入ったばかりの職員だったらそういう仕事になってしまうのは当然だと思います。それを監督するのは、班長補佐であったり、課長であったりするわけだから、そこの連携がとれていない、それは認識しているわけです。それを今後どういった形で研修するとか、3月までにそこはこういうふうに直したいとか、そういう部分が出てこないから3回目の質問になるわけです。そういったところを考えて、3月までに機構改革なり、規約変更なり、そういったものを変更して、こういったことが起きないようにするつもりがあるのか、そういったところの質問をいたします。

町長 しっかりと研修していきますので、するつもりはございます。

議長 ほかにありませんか。

5番 前回の1月18日の臨時会において取り下げというふうなことになるわけでありまして。その次の日の新聞の中に、担当職員の処分は現段階では考えていないというふうな記事が載っておりますが、処分ではなくてもどのような対応を行ったのか、お聞きしたいと思います。

町長 翌日早朝、次長と担当者を町長室に呼びまして、今回の顛末、それから議会に提案しながら取り下げになったことについての重要性をしっかりと認識して、今後残り少ない役場の職員の人生の中で、しっかりと今後とも職責を全うしていただきたいと、今回のことはまずもってみずからを反省しながら、この仕事を最後まで遂行することがあなたの責任だというふうなことで申し上げて、ちょっと慰留したところもございます。そういうところで、しっかりと次長と担当者と今後とも連携をしながら、やっていただきたいというふうなところで、厳重に注意をしたところでございます。

5番 わかりました。ただ、気になるのは今後このような事案を発生させないように、ぜひ職員教育もあわせてやっていただきたいというふうなことをお願いしたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。承認第1号を承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

本日の日程はこれで全て終了いたしました。

会議を閉じます。第2回臨時会を閉会いたします。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午前11時32分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 石 山 和 春

署 名 議 員 叶 内 富 夫